

平成27年12月1日に

ストレスチェック制度が施行されました



～ 企業の方々へ ～

ストレスチェックのご案内

1. 従業員50名以上の事業場は医師・保健師等によるストレスチェックが**義務**づけられました。

2. ストレスチェックを実施した場合には、従業員の希望に応じて**医師による面接指導**を実施し、その結果、**医師の意見**を聴いたうえで、**適切な就業上の措置**を講じなければなりません。

➤ **そのため野村会では企業の方へ向け、ストレスチェックの手助け等を行っております。**

野村会で 企業の方への実施内容

- ・対象者をもとに調査票等の作成・集計
- ・医師による対象者への面接指導
- ・面接指導結果報告書・意見書の作成

平日
9:00～17:00
随時受付中



お問い合わせ窓口

※その他のストレスチェックに関するお困りごと等ありましたらお気軽にご相談ください

医療法人社団野村会

東京都昭島市宮沢町522-2
<http://showanomori-hp.jp/>

お問い合わせ

TEL : 042-500-2611
担当者: 水津・原田